



生活環境課：0869-22-1899
リサイクルプラザ・ふく：0869-22-3707
開館日 月・水・金・土
開館時間 9:00~16:00

犬や猫などは、

責任を持って飼いましよう

最近、犬や猫の飼い方に関する苦情が多く市に寄せられています。

今回は、犬や猫を飼うときに、飼い主の皆さんに守ってもらいたい注意点などをお知らせします。

他人に迷惑や危害を及ぼす

ことがないように、十分な配慮と正しいしつけをし、生涯にわたって愛情を持って飼いましよう。

【飼うときの注意点】

▼ふんなどの始末は、飼い主が責任を持つ

犬や猫のふんなどを放置することは、市の条例で禁止さ

れています。近所の迷惑にならないよう適切な処理をしましょう。

▼無責任な飼育はしない

食事などの世話を行わず犬や猫を故意に衰弱させたり、捨てることは法律で禁止されています。

飼うことができなくなった

場合には、新しい飼い主を探しましょう。やむを得ない場合は、岡山県動物愛護センターに相談してください。

また、繁殖を望まない場合は、去勢・避妊手術を受けさせるようにしましょう。

■相談先

岡山県動物愛護センター
☎0867-24-9512

【犬を飼うときの義務】

市への登録（生涯に一度）と、狂犬病の予防注射（一年に一度）が法律で義務付けられています。交付される鑑札と注射済票は、必ず首輪などに付けてください。

また、犬の放し飼いや、法律で禁止されています。必ず、綱などをつなぐか、おりや柵で囲い、逃げ出さないようにしてください。

【猫は室内飼いを心掛けて】

猫は室内飼いを心掛けましょう。室内で飼うことで、病気の感染や、ふん・尿のトラブルの防止になります。

■問い合わせ先

生活環境課

すぐに連絡を

飼い犬がいなくなったら

市では、放れている犬を保護した場合、市ホームページに「迷い犬保護情報」として掲載しています。保護した日時や場所、犬の特徴や写真、

収容期限などの情報を提供しています。

ただし、休日や夜間に保護した場合は、掲載までに時間がかかります。飼い犬がいなくなったときには、すぐに生活環境課までご連絡ください。保護した犬の飼い主が名乗り出ない場合は、岡山県動物愛護センターに引き渡します。その後、約1週間の収容期間を過ぎると殺処分されます。かわいそうな犬を減らすためにも、犬を逃がさないように心がけてください。

■問い合わせ先

生活環境課

HP <http://www.city.setouchi.lg.jp/life/mayoinu.html>

保護日時	性別	保護した場所	保護期間
11月1日	雄	市街地	11月7日
11月1日	雌	市街地	11月7日
11月1日	雄	市街地	11月7日
11月1日	雌	市街地	11月7日

「迷い犬保護情報」（見本）

あなたが主役！ごみダイエット瀬戸内

11月から、古紙の定期回収（ごみステーションで毎月1回実施）が始まりました。初回の11月の定期回収における古紙回収量は、市全域で約33トンでした。これは、市全域で発生する家庭ごみに換算すると、約1.7日分に相当します。今回の「ごみダイエット通信」（本紙に折り込みの緑色のチラシ）では、11月の古紙定期回収における地域別の回収量などを紹介しています。ぜひご覧ください。

ごみ減量速報

単位：グラム

地域	23年9～11月	22年9～11月	達成度
牛窓	755	704	×
邑久	802	776	×
長船	653	632	×

※数値は、1人1日あたりのごみ排出量の3カ月平均値です。
※達成度は、減量率5%以上を◎、0～5%を○、減量できなかった場合を×で表しています。

安全通信



問 瀬戸内警察署：0869-34-6110
消防本部警防課：0869-22-1492
予防課：0869-22-1493

警察安全情報

1月10日は110番の日 適切な利用をお願いします

110番は、市民の皆さんと警察とを結ぶ緊急時の大切なホットラインとして定着し、事件や事故などの早期解決に役立っています。事件や事故に遭ったときや目撃したときは通報をお願いします。

110番は緊急通報専用の番号のため、緊急性のない相談の場合には、警察安全相談専用電話（#9110）へ電話をしてください。

また、警察への問い合わせや要望・苦情は、最寄りの警察署や交番、駐在所へお願いします。

通報の際には、警察官が次の5つの質問をします。「正



しく」「はっきり」「落ち着いて」の3つを心掛け、順番に答えてください。

①何がありましたか

まず、けんか・盗難・交通事故など、どんなことがあったのかを伝えてください。

②いつどこで起きましたか

事件や事故が発生した時間と場所を教えてください。現場に警察官を派遣するため、住所や目標となる建物などは正確に伝えてください。

③どんな様子ですか

被害の状況や、けがの程度

宝くじ助成金で女性消防隊の活動備品を購入 邑久町大ヶ島婦人消防隊へ配備



消防本部では、(財)自治総合センターが行う「コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）」を活用し、軽可搬消防ポンプ一式（写真上）と応急手当用資機材一式（写真下）を購入しました。

この事業は、同財団からの助成により実施されているもので、女性消防隊や婦人防火クラブの育成強化を図り、家庭における初期消火活動、救出救護活動や防火思想の高揚などを目的として、必要となる資器材などの整備を行うものです。



購入した資器材は、平成23年12月14日に邑久町大ヶ島婦人消防隊に配備しました。

邑久町大ヶ島婦人消防隊は、昭和58年10月1日に結成され、「自分たちの町は自分たちで守る」という基本理念のもと、地域の防火防災の向上を図るため、積極的に活動しています。

配備される資器材は、地域の防災訓練などでも活用される予定となっています。

【注意】

・現場から通報を

現場から離れると目撃物がわからなくなり、警察官の到着が遅れます。現場を離れずに通報してください。

・停車して通話を

車での走行中の通話は法律違反となります。乗用車などを運転中の場合は停車してから通報してください。

・電源は切らないで

警察から再度連絡をする場合があります。通報後も電源を切らないでください。

・大きな声で通話を

付近の雑音などで内容が聞き取りにくいことがあります。大きな声ではっきりと話してください。

■問い合わせ先

瀬戸内警察署